

2 庁内推進機関

区市町村	庁内推進体制	設置年月日	根 拠	設置目的	構成員・団体	活動状況(実績)
千 代 田 区	千代田区男女平等推進委員会	H19.1	要綱	男女共同参画社会実現のための施策の推進	委員長(副区長)、委員(部長7、課長6)	必要に応じて、開催
中 央 区	男女共同参画施策関係課長会	R8.6.12	起案(部長決裁)	男女共同参画施策の推進及び調整	課長16	必要に応じて、開催
港 区	港区男女平等参画行政推進会議	S54.1.25	要綱	男女平等参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る	部長1、関係課長11	必要に応じて、開催
新 宿 区	新宿区男女共同参画行政推進連絡会議	S53.2.6	要綱	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	委員(副区長、教育長、部長級15)17、幹事(課長級)26	必要に応じて開催
文 京 区	文京区男女平等参画推進委員会	S54.8.1	要綱	文京区における男女平等参画の総合的推進	委員会:部長18 幹事会:部長1 関係各課長19	委員会、幹事会ともに必要に応じて、開催
	文京区男女平等推進委員連絡会	H27.3.31	要綱	文京区における男女平等参画の総合的推進	各課1	必要に応じて、開催
台 東 区	台東区人権・多様性推進委員会	H12.4.1	要綱	人権・男女共同参画・多文化共生に関する行政施策の総合的、効果的推進	副区長、教育長、部長、幹事(課長級)	必要に応じて開催
墨 田 区	墨田区男女共同参画推進本部	S62.8.1	要綱	男女共同参画社会形成のための総合的な計画の策定及び推進のため。	本部会30(区長、副区長2、教育長、部長30)、幹事会22(部長1、課長級21)	本部会(令和7年度3回) 幹事会(令和7年度2回)
江 東 区	江東区男女共同参画推進行政会議	S58.6.1	要綱	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	委員(副区長、関係所管部長18)、幹事(課長級)20	必要に応じて、開催
品 川 区	品川区ジェンダー平等推進行政連絡会議	S55.9.1	要綱	ジェンダー平等施策の積極的推進を図る	関係各部長、幹事(課長級)	必要に応じて、開催
目 黒 区	人権・男女平等多様性推進担当者会議	S52.1.21	要綱	人権、男女平等等に係る施策の調査、研究、立案、連絡調整及び推進	部長1、課長21	必要に応じて開催
大 田 区	大田区男女平等推進本部	S59.5.17	要綱	男女共同参画推進プランの推進を図る	本部会(区長、副区長、教育長、関係各部長、関係課長1)、幹事会(総務部長、関係各課長)	必要に応じて、開催
世 田 谷 区	世田谷区男女共同参画推進会議	S54.4.1	要綱	男女共同参画社会の実現に向け施策の推進を図る	副区長、教育長、会計管理者、各総合支所長、各部長	必要に応じて開催
渋 谷 区	渋谷区男女平等・多様性社会推進連絡会	H16.7.16	要綱	行動計画の円滑な推進・徹底を図るため	部長1、課長9	必要に応じて、開催
中 野 区	中野区男女共同参画行政推進会議	S57.9.10	要綱	男女平等施策の総合的効果的推進を図る	委員会:部長7 幹事会:部長1 関係各課長6	必要に応じて、開催
杉 並 区	杉並区ジェンダー平等推進本部	S59.10.15	要綱	ジェンダー平等に関する総合的な施策を推進するため	推進会議(区長、副区長2、教育長、部長22)、幹事会(部長1、関係課長11)	必要に応じて開催
豊 島 区	豊島区男女共同参画推進委員会	H13.10.1	要綱	男女共同参画施策を総合的、効果的に推進するため	副区長、総務部長、関係各課長	必要に応じて、開催
北 区	北区男女共同参画推進本部	H18.7.1	要綱	男女共同参画施策の推進と庁内連携調整	本部25名(区長、副区長、教育長、部長級22) 幹事会22名(部長級1、課長級21)	本部1回、幹事会1回 (令和7年度)
荒 川 区	荒川区男女共同参画社会推進委員会	H13.7.17	要綱	男女共同参画社会の形成促進に関する施策の推進	委員長(副区長)、委員(部長)、幹事(課長)	必要に応じて、開催
板 橋 区	板橋区男女平等参画推進本部	H15.4.1	条例	男女平等参画施策を統合的に企画し、進捗を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行う	区長、副区長、教育長、常勤監査委員、全部長級/幹事会(課長級)	必要に応じて、開催
練 馬 区	練馬区男女共同参画施策推進会議	S59.4.16	要綱	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	会長(副区長)、副会長(総務部長)、委員(部長級)/幹事会(課長級)	推進会議1回、幹事会1回 (令和7年度)
足 立 区	足立区男女共同参画推進会議	H15.10.9	要綱	足立区男女共同参画社会推進条例に基づき、男女共同参画推進のため、区の庁内組織として設置する	会長(副区長)、副会長(地域のちから推進部長)、部長、関係各課長	令和7年度:1回
葛 飾 区	葛飾区男女平等推進本部	H6.7.1	要綱	男女平等社会実現のため、総合的な計画を策定し、その推進を図るため	本部会(副区長2、会計管理者、教育長、部長21)、幹事会(部長1・課長23)	必要に応じて、開催

2 庁内推進機関

区市町村	庁内推進体制	設置年月日	根 拠	設置目的	構成員・団体	活動状況(実績)
江 戸 川 区	江戸川区男女共同参画推進庁内連絡会議	H19.6.4	部長通知(決裁)	「江戸川区男女共同参画推進計画」の策定時等における庁内調整	総務部長、関係各課長	必要に応じて、開催
八 王 子 市	男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会	H18.4.1	要綱	男女共同参画社会の形成をめざして、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図る	課長級45名	必要に応じて、開催
立 川 市	男女平等参画推進本部	H16.6.1	立川市男女平等参画推進本部設置要綱	男女平等参画の推進	市長、副市長、教育長、全部長	必要に応じて、開催
武 蔵 野 市	武蔵野市男女平等庁内推進会議	H3.7.12	要綱	男女平等推進計画を推進、関係部課相互間の連携を図る	推進会議(副市長、関係部長7)、幹事会(担当部長、関係課長13)	令和7年度:推進会議2回・幹事会2回
三 鷹 市	男女平等参画のための三鷹市行動計画推進連絡会議	H5.2.8	要綱	「男女平等参画のための三鷹市行動計画」の推進に向け、庁内の連絡調整を図る	企画部長、総務部長、関係各課長	令和7年度:1回
青 梅 市	青梅市ジェンダー平等推進計画検討委員会	H23.11.1	青梅市ジェンダー平等推進計画検討委員会設置要綱	ジェンダー平等推進計画の策定および推進に関し必要な事項の検討を行う	市民安全部長、市民安全課長、関係各課職員10名	年2回程度
府 中 市	府中市男女共同参画推進本部	H12.8.18	要綱	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため	本部(市長、副市長、教育長、部長職職員)、幹事会(課長職職員)、専門部会(一般職員)	必要に応じて、開催
昭 島 市	昭島市男女共同参画庁内推進委員会	H24.4.19	昭島市男女共同参画庁内推進委員会要綱	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	男女共同参画プラン関連担当部課長14名	年2回程度
調 布 市	調布市男女共同参画推進プラン推進協議会	H9.5.1	要綱	男女共同参画の総合的かつ効果的な推進	会長(生活文化スポーツ部次長)、副会長(委員のうち会長が指名するもの)、委員(関係課長・課長補佐・係長相当職)計12名	年2回程度
町 田 市	町田市男女平等推進会議	H9.5.1	要綱	男女平等に関する施策の総合的な推進を図る	推進会議(副市長1、部長20)、幹事会(関係課長25)、専門部会(関係各課職員25)	令和7年度:推進会議1回、専門部会2回
小 金 井 市	小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議	H5.4.8	要綱	男女共同参画施策の推進に向けての検討を効果的に進める	企画財政部長、各部の庶務担当課長職者及び男女共同参画施策関連課長職者	必要に応じて、開催
小 平 市	小平市男女共同参画推進本部	H27.4.1	小平市男女共同参画推進本部設置要綱	小平市男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する	市長、副市長、教育長、部長及び部長相当職(21人)、【推進委員会】:地域振興部長、関係課長(20人)	令和7年度:4回開催
日 野 市	日野市男女平等行政推進本部	H9.11.27	日野市男女平等行政推進本部設置要綱	男女平等行政に関する総合的な施策の積極的・効果的な推進を図る	市長、副市長、教育長、企画部長、ほか関係部長 計18名	令和7年度:2回開催
東 村 山 市	東村山市男女共同参画推進庁内会議	H9.10.13	規程	男女共同参画に関する施策の総合的、計画的な推進を図る	市長、副市長、教育長、部長及び部長相当職	必要に応じて、開催
国 分 寺 市	国分寺市男女平等推進協議会	H10.9.1	国分寺市男女平等推進協議会設置規程	男女平等施策の総合調整、行動計画の策定及び進行管理	会長(副市長)、副会長(市民部長)、委員(部長6)	必要に応じて、開催
国 立 市	国立市男女平等推進本部	H3.11.29	国立市男女平等推進本部設置要綱	男女平等社会の実現をめざし、男女平等のための施策を計画的かつ総合的に推進する	副市長、全部長職	必要に応じて開催
福 生 市	福生市男女共同参画事業推進会議	H18.4.1	要綱	男女共同参画社会の実現に向けて、福生市男女共同参画行動計画に基づく事業を推進する。	部長1人(座長)、関係課長15名	令和7年度:開催1回
狛 江 市	狛江市人権・男女共同参画推進本部	R3.7.29	要綱	人権及び男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため	市長、副市長、教育長、その他、関係部長10名	必要に応じて開催
東 大 和 市	東大和市男女共同参画推進計画連絡会議	H4.1.1	要綱	男女共同参画推進計画に基づく施策を円滑に推進するため	関係部長1名、男女共同参画推進計画の主要な関係課長12名(うち女性4名)	令和7年度:3回開催(うち1回書面開催)
清 瀬 市	清瀬市男女平等推進本部	H18.7.1	規則	男女平等推進に関する施策の総合調整	副市長、教育長、全部長	必要に応じて開催
東 久 留 米 市	東久留米市男女共同参画推進協議会	H6.2.1	要綱	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的推進を図る	協議会(副市長・教育長・部長・女性課長)17名、幹事会(関係課長)13名	令和7年度:協議会1回 幹事会0回

2 庁内推進機関

区市町村	庁内推進体制	設置年月日	根 拠	設置目的	構成員・団体	活動状況(実績)
武 蔵 村 山 市	武蔵村山市男女共同参画推進委員会	H12.4.1	武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱	男女共同参画計画の効果的な推進を図るため	部長1名、課長16名	令和7年度:1回
多 摩 市	多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議	H6.4.1	多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱	多摩市女と男がともに生きる行動計画の推進	委員15名(副市長1人・部長14人)	令和7年度:5回
稲 城 市	稲城市男女平等推進本部	H8.11.14	稲城市男女平等推進本部設置要綱	稲城市男女共同参画計画の策定と推進、調整	副市長及び関係部長14名	本部会議を1回
羽 村 市	羽村市男女共同参画推進委員会	H12.11.6	羽村市男女共同参画推進委員会設置要綱	男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定と関係施策の総合的な推進・調整を図る。	副市長、教育長、部長11名	必要に応じて、開催
あ き る 野 市	あきる野市男女共同参画推進本部	H11.3.1	要綱	男女共同参画計画に基づき、関係施策の総合的な推進を図るため	市長、副市長、教育長及び部長14名 計17名	必要に応じて、開催
西 東 京 市	—	—	—	—	—	—
瑞 穂 町	瑞穂町庁内男女平等推進担当者会	R6.9.11	要綱	男女共同参画社会推進行動計画の推進、調整	各課1名	必要に応じて、開催
日 の 出 町	—	—	—	—	—	—
檜 原 村	—	—	—	—	—	—
奥 多 摩 町	—	—	—	—	—	—
大 島 町	—	—	—	—	—	—
利 島 村	—	—	—	—	—	—
新 島 村	—	—	—	—	—	—
神 津 島 村	—	—	—	—	—	—
三 宅 村	—	—	—	—	—	—
御 蔵 島 村	—	—	—	—	—	—
八 丈 町	—	—	—	—	—	—
青 ケ 島 村	—	—	—	—	—	—
小 笠 原 村	—	—	—	—	—	—
東 京 都	東京都男女平等参画推進会議	H12.7.1	要綱	男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため	生活文化局長、生活文化局男女平等参画担当部長、関係部長等33名 計35名	推進会議 2回(令和7年度)